

# 特定非営利活動法人アスワード定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アスワードと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県伊勢崎市連取町 3333 番地 6 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域の子どもたちに対して、子どもの居場所づくり及び体験活動に関する事業を行うとともに、地域資源を活用したまちづくり等の地域活性化を通じて、多様な学びや体験の機会を創出し、子どもの体験格差の是正に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂事業
- (2) 放課後の子どもの居場所づくり事業
- (3) 学習支援事業
- (4) まちおこし事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員及び職員

(種類及び定款)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款を定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 監事の選任又は解任

- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

（招集）

第 22 条 総会は、第 21 条第 2 項 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（社員の表決権等）

第 26 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、第 25 条第 2 項、第 27 条第 1 項第 2 号、第 49 条及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない

（議事録）

第 27 条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

（構成）

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 33 条、第 34 条第 2 項及び第 36 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和7年6月30日までとする。

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から令和7年3月31日までとする。

## 別 表

| 役職名 | 氏 名  | 備 考  |
|-----|------|------|
| 理事  | 山本祥一 | 理事長  |
| 〃   | 長沢心愛 | 副理事長 |



|    |      |  |
|----|------|--|
| 〃  | 大谷彩寧 |  |
| 〃  | 櫻井知星 |  |
| 監事 | 櫻井愛子 |  |
| 〃  | 飯島学  |  |

**附 則**  
令和    年    月    日 一部変更（第 3 条・ 4 条・ 5 条）

## 令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 アスワード

### 1 事業実施の方針

子ども食堂事業、学習支援事業、放課後の居場所づくり事業、まちおこし事業を通して、子どもや若者をはじめ、地域住民が世代や文化の違いを超えて交流し、安心して過ごせる「第三の居場所」の形成を目指す。特に外国ルーツの子どもや家庭への支援を重視し、多文化共生の推進にも取り組む。地域資源や関係機関と連携しながら、持続可能で包摂的な地域社会づくりに貢献していく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名              | 事業内容                                                                   | 実施<br>予定<br>日時 | 実施<br>予定<br>場所 | 従事者<br>の予定<br>人数 | 受益対象<br>者の範囲及<br>び<br>予定人数 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------------------|
| 子ども食堂事業          | 子どもの食事提供の他、学習支援やワークショップ等を実施。子どもたちの経験の幅を広げる。併せてフードパントリーやフードドライブも実施していく。 | 月に<br>1回       | 宮郷公民館          | 10人              | 市内の小中学生延べ300人              |
| 放課後の子どもの居場所づくり事業 | 学生と共に学習支援や様々な体験活動を実施する。                                                | 月に<br>1回       | 広瀬生涯学習館        | 7人               | 広瀬小学校児童延べ100人              |
|                  | 地域の方との交流を深めることを目的としたイベント。カラオケ大会を開催し、老若男女問わず参加できるイベントを開催する。             | 7月<br>月上旬      | 宮郷公民館          | 10人              | 宮郷地区の住民30人                 |

|                  |                                                        |                        |                                      |       |                                        |
|------------------|--------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------|-------|----------------------------------------|
|                  | 地域のこども会やPTAと連携をし、公民館にて謎解きを実施。                          | 8 月<br>上旬<br>12月<br>下旬 | 宮 郷<br>公 民<br>館 ・<br>三 郷<br>公 民<br>館 | 7 人   | 市 内 の 小<br>中 学 生 延<br>べ20人             |
|                  | 子どもたちがスポーツを通してスポーツの楽しさに触れ、スポーツを通しての友情や非認知能力の育成を促す。     | 1 0<br>月 上<br>旬        | 宮 郷<br>公 民<br>館                      | 1 0 人 | 宮 郷 地 区<br>の 小 中 学<br>生30人             |
|                  | 子どもたちがダンスや絵本、ゲームなどを通して多文化について五感で感じるイベントを開催する。          | 3 カ<br>月 に<br>1 回      | 境 公<br>民 館                           | 1 0 人 | 市 内 の 小<br>中 学 生 延<br>べ40人             |
| 学 習 支 援 事<br>業   | 高校生・大学生が小・中学生に勉強を教える。宿題を教えるだけでなく、勉強の楽しさや異年齢交流もしていく。    | 月 に<br>4 回             | 旧 製<br>紙 事<br>務 所                    | 1 0 人 | 市 内 の 小<br>中 学 生 延<br>べ150人            |
|                  | 自然体験活動を実施する。経済的に困難を抱える家庭へ様々な自然体験を通して体験格差是正を目指す。        | 11月<br>上 旬<br>に 1<br>回 | 群 馬<br>県 内                           | 1 0 人 | 市 内 の 小<br>中 学 生 3 0<br>人              |
| ま ち お こ し<br>事 業 | 伊勢崎市境地区のにぎわい創出のために、子ども向けのマルシェやまちなかスタンプラリー、ごみ拾いなどを開催する。 | 年 に<br>4 回             | 伊 勢<br>崎 市<br>境 地<br>区               | 1 0 人 | 一般市民                                   |
|                  | 伊勢崎市の空き家を高校生・大学生が中心となってDIYを実施する。                       | 9 月<br>～<br>2月         | 旧 製<br>紙 事<br>務 所                    | 1 0 人 | 市 内 の 高<br>校 生 ・ 大 学<br>生 延 べ 100<br>人 |

## 令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 アスワード

### 1 事業実施の方針

子ども食堂事業、学習支援事業、放課後の居場所づくり事業、まちおこし事業を通して、子どもや若者をはじめ、地域住民が世代や文化の違いを超えて交流し、安心して過ごせる「第三の居場所」の形成を目指す。特に外国ルーツの子どもや家庭への支援を重視し、多文化共生の推進にも取り組む。地域資源や関係機関と連携しながら、持続可能で包摂的な地域社会づくりに貢献していく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名                          | 事業内容                                                                   | 実施<br>予定<br>日時 | 実施<br>予定<br>場所          | 従事<br>者の予<br>定<br>人数 | 受益対象<br>者の範囲及<br>び<br>予定人数 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------|----------------------|----------------------------|
| 子ども食堂<br>事業                  | 子どもの食事提供の他、学習支援やワークショップ等を実施。子どもたちの経験の幅を広げる。併せてフードパントリーやフードドライブも実施していく。 | 月に<br>1回       | 宮郷公<br>民館               | 10<br>人              | 市内の小<br>中学生延<br>べ300<br>人  |
| 放課後の子<br>どもの居場<br>所づくり事<br>業 | アフタースクールを学生と共に学習支援や様々な体験活動を実施。                                         | 月に<br>1回       | 広瀬生<br>涯学習<br>館         | 7人                   | 広瀬小学<br>校児童延<br>べ100人      |
|                              | 地域の方との交流を深めることを目的としたイベント。カラオケ大会を開催し、老若男女問わず参加できるイベントを開催する。             | 7月<br>上旬       | デイホ<br>ーム孫<br>の手伊<br>勢崎 | 10<br>人              | 宮郷地区<br>の住民30<br>人         |

|                 |                                                              |                        |                         |          |                       |
|-----------------|--------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------|----------|-----------------------|
|                 | 地域のこども会やPTAと連携をし、公民館にて謎解きを実施する。                              | 8 月<br>上旬<br>12月<br>下旬 | 宮郷公<br>民館・<br>三郷公<br>民館 | 1 0<br>人 | 市内の小<br>中学生延<br>べ20人  |
|                 | 子どもたちがダンスや絵本、ゲームなどを通して多文化について五感で感じる多文化イベントを開催する。             | 年 に<br>4 回             | 境赤レ<br>ンガ倉<br>庫         | 1 0<br>人 | 市内の小<br>中学生延<br>べ40人  |
| 学 習 支 援 事<br>業  | 高校生・大学生が小・中学生に勉強を教える。宿題を教えるだけでなく、勉強の楽しさや異年齢交流もしていく。          | 月 に<br>4 回             | 旧製紙<br>事務所              | 1 0<br>人 | 市内の小<br>中学生延<br>べ150人 |
|                 | 自然体験活動を実施する。経済的に困難を抱える家庭へ様々な自然体験を通して体験格差是正を目指す。              | 11月<br>上旬<br>に 1<br>回  | 群馬県<br>内                | 1 0<br>人 | 市内の小<br>中学生30<br>人    |
| ま ち お こ し<br>事業 | 伊勢崎市境地区のにぎわい創出のために、子ども向けのマルシェやまちなかスタンプラリー、ごみ拾いなどを開催する。       | 年 に<br>4 回             | 伊勢崎<br>市境地<br>区         | 2 0<br>人 | 一般市民                  |
|                 | 若者が地域課題を調査・分析し、解決策を立案したうえで具体的な実践活動を行い、地域課題の解決と主体的な地域参画を促進する。 | 6 月<br>上旬              | 伊勢崎<br>市絢の<br>里         | 1 0<br>人 | 市内の高<br>校生・大学<br>生15人 |

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人アスワード

(単位:円)

| 科目                  | 金額        |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収益              |           |           |           |
| 1. 受取会費             |           |           |           |
| 正会員受取会費             |           |           |           |
| 賛助会員受取会費            | 30,000    | 30,000    |           |
| 2. 受取寄附金            |           |           |           |
| 受取寄附金               | 50,000    |           |           |
| 施設等受入評価益            |           | 50,000    |           |
| 3. 受取助成金等           |           |           |           |
| 受取民間助成金             | 700,000   | 700,000   |           |
| 4. 事業収益             |           |           |           |
| (1)子ども食堂事業          | 20,000    |           |           |
| (2)放課後の子どもの居場所づくり事業 | 30,000    |           |           |
| (3)学習支援事業           | 320,000   |           |           |
| (4)まちおこし事業          | 700,000   | 1,070,000 |           |
| 5. その他収益            |           |           |           |
| 受取利息                |           |           |           |
| 雑収益                 |           |           |           |
| 経常収益計               |           |           | 1,850,000 |
| II 経常費用             |           |           |           |
| 1. 事業費              |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 給料手当                |           |           |           |
| 法定福利費               |           |           |           |
| 退職給付費用              |           |           |           |
| 福利厚生費               |           |           |           |
| 人件費計                |           |           |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 会議費                 | 20,000    |           |           |
| 旅費交通費               | 50,000    |           |           |
| 印刷製本費               | 40,000    |           |           |
| 賃借料                 | 360,000   |           |           |
| 保険料                 | 10,000    |           |           |
| 通信運搬費               | 20,000    |           |           |
| 消耗品費                | 880,000   |           |           |
| その他経費計              | 1,380,000 |           |           |
| 事業費計                |           | 1,380,000 |           |
| 2. 管理費              |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 役員報酬                |           |           |           |
| 給料手当                |           |           |           |
| 法定福利費               |           |           |           |
| 退職給付費用              |           |           |           |
| 福利厚生費               |           |           |           |
| 人件費計                | 0         |           |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 会議費                 | 70,000    |           |           |
| 旅費交通費               | 50,000    |           |           |
| 消耗品費                | 310,000   |           |           |
| 印刷製本費               | 40,000    |           |           |
| その他経費計              | 470,000   |           |           |
| 管理費計                |           | 470,000   |           |
| 経常費用計               |           |           | 1,850,000 |
| III 経常外収益           |           |           |           |
| 1. 固定資産売却益          |           |           |           |
| 経常外収益計              | 0         |           |           |
| IV 経常外費用            |           |           |           |
| 1. 過年度損益修正損         | 0         |           |           |
| 経常外費用計              | 0         |           |           |
| 経理区分振替額             | 0         |           |           |
| 当期正味財産増減額           | 0         |           |           |
| 前期繰越正味財産額           |           |           | 187,897   |
| 次期繰越正味財産額           |           |           | 187,897   |

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人アスワード

(単位：円)

| 科目                  | 金額        |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収益              |           |           |           |
| 1. 受取会費             |           |           |           |
| 正会員受取会費             |           |           |           |
| 賛助会員受取会費            | 30,000    | 30,000    |           |
| 2. 受取寄附金            |           |           |           |
| 受取寄附金               | 100,000   |           |           |
| 施設等受入評価益            |           | 100,000   |           |
| 3. 受取助成金等           |           |           |           |
| 受取民間助成金             | 1,020,000 | 1,020,000 |           |
| 4. 事業収益             |           |           |           |
| (1)子ども食堂事業          | 40,000    |           |           |
| (2)放課後の子どもの居場所づくり事業 | 30,000    |           |           |
| (3)学習支援事業           | 320,000   |           |           |
| (4)まちおこし事業          | 700,000   | 1,090,000 |           |
| 5. その他収益            |           |           |           |
| 受取利息                |           |           |           |
| 雑収益                 |           |           |           |
| 経常収益計               |           |           | 2,240,000 |
| II 経常費用             |           |           |           |
| 1. 事業費              |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 給料手当                |           |           |           |
| 法定福利費               |           |           |           |
| 退職給付費用              |           |           |           |
| 福利厚生費               |           |           |           |
| 人件費計                | 0         |           |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 会議費                 | 80,000    |           |           |
| 旅費交通費               | 110,000   |           |           |
| 印刷製本費               | 70,000    |           |           |
| 賃借料                 | 330,000   |           |           |
| 保険料                 | 10,000    |           |           |
| 通信運搬費               | 30,000    |           |           |
| 消耗品費                | 1,120,000 |           |           |
| その他経費計              | 1,750,000 |           |           |
| 事業費計                |           | 1,750,000 |           |
| 2. 管理費              |           |           |           |
| (1) 人件費             |           |           |           |
| 役員報酬                |           |           |           |
| 給料手当                |           |           |           |
| 法定福利費               |           |           |           |
| 退職給付費用              |           |           |           |
| 福利厚生費               |           |           |           |
| 人件費計                |           | 0         |           |
| (2) その他経費           |           |           |           |
| 会議費                 | 70,000    |           |           |
| 旅費交通費               | 50,000    |           |           |
| 消耗品費                | 330,000   |           |           |
| 印刷製本費               | 40,000    |           |           |
| その他経費計              | 490,000   |           |           |
| 管理費計                |           | 490,000   |           |
| 経常費用計               |           |           | 2,240,000 |
| III 経常外収益           |           |           |           |
| 1. 固定資産売却益          |           |           |           |
| 経常外収益計              | 0         |           |           |
| IV 経常外費用            |           |           |           |
| 1. 過年度損益修正損         | 0         |           |           |
| 経常外費用計              | 0         |           |           |
| 経理区分振替額             | 0         |           |           |
| 当期正味財産増減額           | 0         |           |           |
| 前期繰越正味財産額           |           |           | 187,897   |
| 次期繰越正味財産額           |           |           | 187,897   |